告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第六号

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 令和四年七月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

令和四年七月二十九日

埼玉県秩父県土整備事務所長 辻 幸 二

熊谷小川秩父	路線
線	名
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	供用開始の区間
令和四年七月二十九日	供用開始の期日
平成二十四年二月三平成二十四年二月三年成二十四年二月三年 平成二十四年二月三年 平成二十四年二月三	備考